

耳コピー

<https://wellen.jp/music-production/ear-copy-copyright/>

そのため、耳コピー楽曲を動画共有サービスやSNSに投稿しても原則問題はありませんが、以下のような楽曲は著作権に触れます。

著作権侵害になる耳コピー楽曲例

- 原曲音源の一部を使っている
- 背景BGMに原曲音源を入れている
- 耳コピー楽曲に原曲音源のボーカル部分を加えている
- 原曲音源を加工して使っている

著作権

著作権が消滅した楽曲が、著作権を気にすることなく自由に使えます。

著作権の有効期間は、著作者の没後70年間です。

気をつけなければならないのは、著作者が亡くなった日からではなく、亡くなった翌年の1月1日から日数がカウントされます。

勘違いして命日を基準にカウントしてしまうと著作権侵害になる可能性があるので、著作権の消滅期間には注意しましょう。

<https://scipherjp.com/post-33/>

①そもそも著作権が切れている楽曲

というのは、簡単には古い曲、クラシックとかが該当します。

ルールとしては作曲者がなくなって50年～100年経ったものなら大丈夫です。

50年～100年と幅があるのは、TPP改正施行の前後、作者の国籍、戦時加算とかいろいろな条件で変わるために、一概には言えないためです。作者の亡命とか編曲者が入っていたりすることもあるので、

JASRACで検索して「消滅」「PD」となっているのを確認するのが確実かと思います。

たとえば以下の作曲者などは、クラシックとして市民権を得ていると思いますが、実はまだ著作権が切れていないため気を付けましょうね(2022年3月19日現在)。

- ・ルロイアンダーソン 主な楽曲：「トランペット吹きの休日」「そりすべり」など
- ・ハチャトゥリアン 主な楽曲：「剣の舞」「仮面舞踏会」

演奏権

<https://nishimuradrum.issite.work/%E3%80%8C%E6%BC%94%E5%A5%8F%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%BF%E3%81%9F%E3%80%8D%E5%8B%95%E7%94%BB%E3%81%AE%E9%9F%B3%E6%A5%BD%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E3%81%A6%E3%81%A9%E3%81%86%E3%81%AA%E3%81%A3%E3%81%A6/>

JASRACでは非営利の場合の楽曲使用は基本的に著作権料を徴収しないことになっています。

ここでいう営利目的かどうか、とは簡単に言えばそれをしてすることで収入を得る事に繋がるかどうか？ということです。

具体的に言えば特定の企業や商品やサービスの宣伝に使用したり、チケット代を取ってライブハウス等で演奏したり、といった用途になります。

これらは著作権に含まれる「**演奏権**」が関わってきます。

この**演奏権**とは、音楽の著作物を公衆に直接聞かせることを目的として演奏する権利、とあります。

それは店舗のBGMや、結婚披露宴で使用する音楽にまで及びます(結婚披露宴の出席者は公衆扱いというJASRACの見解)。

また近年JASRACと、大手音楽教室数社が結成した「音楽教育を守る会」との間で訴訟となった、音楽教室がレッスンで使用する楽曲にも著作権料が発生する、という件についてもこの**演奏権**が争点となっています(生徒は公衆扱いというJASRACの見解)。